

議員提出意見書案第 1 号

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成 16 年須賀川市議会規則第 1 号）第 8 条第 2 項の規定により提出します。

平成 22 年 3 月 11 日

生活産業常任委員長 八 木 沼 久 夫

須賀川市議会議長 渡 辺 忠 次 様

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

福島県最低賃金は、県内の中小、零細企業で働くパート労働者をはじめ、多くの勤労者の賃金を改善させていくものであるが、現行最低賃金は、全国順位で31位と低位となっている。

このことは、本県における一般労働者の賃金水準並びに産業・経済の実情に見合ったものとはいえず、貴重な労働力を他県に流出させることにもなる。

よって、福島県の一層の発展を図るため、福島県最低賃金に関する次の事項について強く要望する。

記

- 1 福島県最低賃金を一般労働者の賃金水準、産業・経済実勢に見合った水準に引き上げること。
- 2 一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早急に行い発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月 日

須賀川市議会議長 渡辺忠次

内閣総理大臣
厚生労働大臣 宛
福島労働局長

議員提出意見書案第 2 号

社会的セーフティネットの拡充に関する意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成 16 年須賀川市議会規則第 1 号）第 8 条第 2 項の規定により提出します。

平成 22 年 3 月 11 日

教育福祉常任委員長 加藤 和 記

須賀川市議会議長 渡 辺 忠 次 様

社会的セーフティネットの拡充に関する意見書

急速に悪化する雇用失業情勢に対応し、住居を失った離職者を支援する「新たなセーフティネット」の構築に向けた予算措置が、政府の「経済危機対策」により行われました。この「雇用と住居を失った者に対する総合支援策」は、2009年10月から実施されていますが、「訓練・生活支援給付」「住宅手当」「就職安定資金融資」「生活福祉資金」がそれぞれ別の申請窓口となっているなど、「セーフティネット」としての機能が十分に発揮されないことが懸念されます。

また、雇用情勢に改善の兆しが見られない中、生活保護受給者数は急増しています。すでに福島県においては、昨年度の申請件数が約2,900件に達し、今後も増加し続けるものと考えられます。約6人に1人が貧困であると政府が公表し、とりわけ「子どもの貧困」の解決が求められている中、生活保護制度は「最後のセーフティネット」であり、国が責任を持って実施体制を確保すべきであると考えます。

よって、国民が日本国憲法に明記された「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことができるよう、総合的なセーフティネット体系の整備に向け、政府に対し以下の事項について強く求めます。

記

- 1 「雇用と住居を失った者に対する総合支援策」をワンストップ・サービスとして迅速かつ円滑に実施するために必要な事務の改善と、恒久的な制度化を行うこと。
- 2 生活保護制度の円滑な実施に向け、国の責任において運用の改善、実施体制の確保及び確実な財源保障を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月 日

福島県須賀川市議会議長 渡辺 忠次

衆議院議長
参議院議長
財務大臣 宛
総務大臣
厚生労働大臣

議員提出意見書案第3号

多重債務者対策の推進を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成16年須賀川市議会規則第1号）第8条第2項の規定により提出します。

平成22年3月11日

生活産業常任委員長 八木 沼 久 夫

須賀川市議会議長 渡 辺 忠 次 様

多重債務者対策の推進を求める意見書

平成 19 年 4 月策定の「多重債務問題改善プログラム」によると、我が国の消費者金融の利用者は 1,400 万人、多重債務者は 200 万人を超えていたと指摘されている。こうした中、相談先もなく行き詰まる多重債務者が多く、自己破産者や生活困窮による自殺者の増加など、事態が深刻化したため、平成 18 年 12 月には出資法の上限金利の引下げ、過剰貸付けの禁止などを含む改正貸金業法が成立し、平成 22 年 6 月までに完全施行が予定されている。

政府は、平成 18 年 12 月の法改正と合わせて多重債務者対策本部を設置し、多重債務相談窓口の整備・強化、セーフティネット貸付けの提供及びヤミ金融撲滅に向けた取締りの強化などを柱とした対策を講じ、地方自治体等と連携して多重債務問題に取り組んできた。その結果、多重債務者及び自己破産者が減少するなど、対策の効果は確実に現れてきている。

しかし、一部には、消費者金融の成約率の低下や資金調達を制限された中小企業者等の倒産の増加などを強調し、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める動きがあり、政府は、完全施行期限を前に規制内容の見直しなどを検討するためのプロジェクトチームを新たに設置したと聞いている。

かかる改正貸金業法の完全施行の延長や貸金業者に対する規制緩和の動きは、再び自殺者、自己破産者及び多重債務者の増加を招きかねず、国民生活を重視する立場に反するものであり、到底認められるものではない。

よって政府は、これまで、国と地方が連携して取り組んできた成果を無にすることなく、充実化されている消費者行政の中でも、特に多重債務問題が喫緊の課題であることを踏まえ、多重債務者の救済のために下記の事項を実行されるよう強く要望する。

記

- 1 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため、相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること。
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月 日

福島県須賀川市議会議長 渡 辺 忠 次

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

多重債務者対策本部長 宛

金融担当大臣

消費者政策担当大臣

厚生労働大臣

総務大臣

国家公安委員会委員長

議員提出意見書案第4号

米価の下落に歯止めをかけ、再生産できる米価の実現を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成16年須賀川市議会規則第1号）第8条第2項の規定により提出します。

平成22年3月11日

生活産業常任委員長 八木 沼 久 夫

須賀川市議会議長 渡 辺 忠 次 様

米価の下落に歯止めをかけ、再生産できる米価の実現を求める意見書

デフレ不況ともあいまって米価下落に歯止めがかからず、米流通が深刻な停滞をきたしている中、政府は、来年度以降の戸別所得補償政策に先立つ「米戸別所得補償モデル事業」「水田利活用自給力向上事業」を打ち出している。

これらの政策は、市場原理一辺倒の農政の転換や、強制減反の見直しという点で、これまでの農政に一定の修正をもたらす面がある。また、当初案で大幅に減額されていた転作への助成が、農業関係団体の運動を反映して「激変緩和措置」として上積みされたことも重要である。

しかし、農林水産省が発表した 2008 年産米の全算入生産費は 1 俵あたり 1 万 6,497 円にもかかわらず、戸別所得補償の補償水準は全国一律の 1 俵 1 万 3,703 円であり、極めて不十分であるといわざるを得ない。

また、政府が米の需給と価格の安定に責任を持たないもとの所得補償の実施は、大手流通資本などによる補てんを見越した「価格破壊」や「買ったたき」への懸念も広がっている。

こうした懸念に加え、鳩山内閣が強く推進している E P A ・ F T A も価格下落要因となり、価格が下落したら補填するという戸別所得補償の財源はいずれ破たんするのではないかという農業関係者の不安の声も聞かれている。

よって日本国政府に対し、米価の下落に歯止めをかけ、価格と需給を安定させることは、政府が進める「米戸別所得補償モデル事業」の成否を左右するものであり、緊急対策が不可欠であることから、以下の事項について強く要望する。

記

- 1 「米戸別所得補償モデル事業」の補償単価を、2008 年産米の 1 俵あたりの全算入生産費である 1 万 6,497 円相当に引き上げること。
- 2 「米備蓄 300 万トン」と「棚上げ備蓄」を実現するとした民主党の総選挙マニフェストを踏まえ、2009 年 2 月にルールを無視して集荷円滑化対策米を

買い入れた 10 万トンと、備蓄米のうち超古米となっている 2005 年産などの 19 万トンを主食用途以外に処理し、これに見合う量の備蓄米を生産費を賄う価格水準で買い入れること。

- 3 ミニマムアクセス米の受け入れ時に、国内の米の需給に影響を与えないとした政府公約を守り、最低限、主食用の S B S や需要のないミニマムアクセス米の輸入を削減すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 2 2 年 3 月 日

須賀川市議会議長 渡 辺 忠 次

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛

農林水産大臣

議員提出意見書案第5号

「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を、須賀川市議会本会議規則（平成16年須賀川市議会規則第1号）第8条第1項の規定により提出します。

平成22年3月17日

提出者 須賀川市議会議員 佐藤 暲 二

賛成者 同 塩田 和 幸

同 同 桐生 傳 一

同 同 菊地 忠 男

須賀川市議会議長 渡辺 忠次 様

「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書

核兵器のない平和な世界を実現するために、今、国の内外でさまざまな運動が展開されています。

須賀川市は、合併前の3つの市町村の時代から、それぞれの自治体が「核兵器廃絶平和都市宣言」を行い、合併後も一貫して「核兵器のない平和な世界」の実現にむけ取り組み、平成20年3月には、「非核日本宣言を求める意見書」を本市議会が全会一致で採択し、政府に対し、国際社会に向けて発信するよう要請してきました。

昨年4月のオバマ米国大統領の「核兵器のない世界を追求する」プラハ演説以降、米国とロシアとの第一次戦略兵器削減条約の後継条約交渉開始、核不拡散・核軍縮に関する国連安全保障理事会首脳級特別会合における全会一致での決議の採択、さらには、同会合における鳩山由紀夫首相による「核兵器廃絶の先頭に立つ」旨の決意表明など、核兵器の廃絶に向けた世界的な気運は、かつてなく高まっています。

こうした歴史的な流れを確実なものとし、核兵器廃絶を早期に実現するためには、明確な期限を定めて各国政府が核兵器廃絶に取り組む必要があることから、世界の3,400余りの都市が加盟する平和市長会議では、2020年までに核兵器を廃絶するための具体的な道筋を示した「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を策定し、この議定書が、本年5月のNPT再検討会議において採択されるよう運動を展開しています。

よって、核兵器のない平和な世界の実現を強く願う須賀川市議会は、平和市長会議の核兵器廃絶に向けた取り組みに賛同するとともに、国会及び政府におかれましては、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の趣旨に賛同され、2010年のNPT再検討会議において、同議定書を議題として提案いただき、その採択に向け、核保有国を始めとする各国政府に働きかけていただくよう、強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年3月 日

福島県須賀川市議会議長 渡辺 忠次

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛

総務大臣

外務大臣